

## <報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和4年7月26日

### 令和3年度 県内河川及び地下水等の 測定結果をお知らせします

埼玉県・国土交通省・関係市等は、県内の河川及び地下水等における水質汚濁及び土壌汚染の状況を監視しています。

令和3年度に県内河川の水質を測定した結果、BODについての環境基準達成率は86%、アユが棲める水質（BOD年度平均値3 mg/L以下）の河川の割合は89%でした。ダイオキシン類については、4河川7地点で水質の環境基準を超過し、1河川1地点で底質の環境基準を超過しました。

地下水の水質の測定結果については、概況調査を実施した85地点中9地点で環境基準を超過し、環境基準達成率は89%でした。

なお、河川の各地点のBOD濃度については、埼玉県地理環境情報 WebGIS により地図上で確認できます。

埼玉県地理環境情報 WebGIS（埼玉県河川水質マップ）

<https://cessgis.maps.arcgis.com/home/index.html>

#### ● 河川、湖沼関係

##### 1 水質汚濁防止法に基づく公共用水域（河川及び湖沼）の水質測定結果

###### （1）測定地点数

ア 河川 44河川 94地点

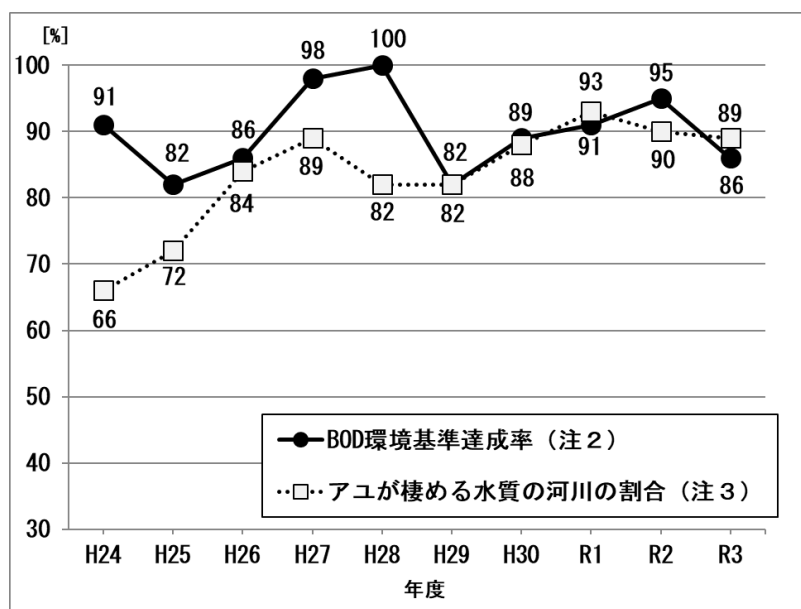
イ 湖沼 3湖沼 3地点

###### （2）測定結果の概要

ア 河川

（ア）生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

- ・ 44 河川中 38 河川で BOD（注 1）の環境基準を達成（注 2）し、BOD 環境基準達成率は 86% でした（図－1）。
- ・ 94 地点中 84 地点でアユが棲める水質（BOD 年度平均値 3 mg/L 以下：注 3）を達成し、アユが棲める水質の河川の割合は 89% でした（図－1）。



図－1 BOD環境基準達成率及びアユが棲める水質の河川の割合の推移

(イ) 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

- ・ カドミウムやトリクロロエチレン等の有害物質、いわゆる健康項目は、調査した 93 地点（1 地点は未測定）全てで環境基準を達成しました。

イ 湖沼

- ・ COD（注 4）は、3 湖沼中 2 湖沼で環境基準を達成（注 5）しました。
- ・ 健康項目は、3 湖沼 3 地点全てで環境基準を達成しました。

(3) 今後の対応

- ・ 県内水質の汚濁原因の約 7 割は生活排水です。河川水質をさらに向上させるため、下水道の整備、合併処理浄化槽への転換などの生活排水処理対策を促進します。また、川との共生や保全に向けた活動を活性化するため、川の国広援団、個人、企業が連携して取り組む「SAITAMA リバーサポーターズプロジェクト」を推進します。

「SAITAMA リバーサポーターズプロジェクト」については次のホームページを御覧ください。

SAITAMA リバーサポーターズ 川の国埼玉のポータルサイト

<https://saitama-riversupporters.pref.saitama.lg.jp/>

- ・工場・事業場に対する排水基準の遵守徹底等の対策を進めます。
- ・関係機関と緊密に連携し、河川の状況に応じた総合的な水質改善に引き続き取り組みます。

## **2 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく河川の測定結果**

### (1) 測定地点数

ア 河川水質 21 河川 34 地点

イ 河川底質 20 河川 30 地点

### (2) 測定結果の概要

- ・河川水質は、調査した 21 河川 34 地点のうち 4 河川（綾瀬川、伝右川、中川、新方川）の 7 地点（最大濃度 1.8 pg-TEQ/L（注 6））でダイオキシン類の環境基準（1 pg-TEQ/L 以下）を超過しました。
- ・河川底質は、調査した 20 河川 30 地点のうち 1 河川（伝右川）の 1 地点（濃度 210 pg-TEQ/g）でダイオキシン類の環境基準（150 pg-TEQ/g 以下）を超過しました。

### (3) 今後の対応

- ・環境基準を超過した地点については、関係機関と連携して情報の収集を図り、注視していきます。
- ・今後も調査を継続し、ダイオキシン類による汚染の状況を監視します。

## ● 地下水、土壌関係

### 1 水質汚濁防止法に基づく地下水の水質測定結果

#### (1) 調査の概要

- ・概況調査で県内の地下水の汚染状況を把握し、汚染が判明した場合には、汚染井戸周辺地区調査により汚染範囲及び汚染原因を明らかにするとともに、継続監視調査により継続的に監視を行っています。

#### (2) 測定地点数

ア 概況調査	85 地点 (44 市町)
イ 汚染井戸周辺地区調査	19 地点 (8 市町)
ウ 継続監視調査	178 地点 (45 市町)

#### (3) 測定結果の概要

##### ア 概況調査

- ・調査した 85 地点のうち 76 地点で環境基準を達成し、環境基準達成率は 89% でした (表-1)。
- ・砒素 3 地点、テトラクロロエチレン 1 地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 5 地点の合計 9 地点で環境基準を超過しました。

表-1 地下水環境基準達成率の推移 (単位：%)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
全国	94	94	94	94	94	95	94	94	94	未発表
埼玉県	90	86	86	86	81	84	90	91	89	89

##### イ 汚染井戸周辺地区調査

- ・調査した 19 地点のうち、3 地点で環境基準を超過しました。

##### ウ 継続監視調査

- ・調査した 178 地点のうち、77 地点で環境基準を超過しました。

(4) 今後の対応

- ・概況調査及び汚染井戸周辺地区調査により新たに汚染が確認された9地点については、継続監視調査を実施します。
- ・今後、汚染原因者の特定に至った場合は浄化措置等を指導します。

## **2 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく地下水及び土壌の測定結果**

(1) 測定地点数

- |       |               |
|-------|---------------|
| ア 地下水 | 12 地点 (12 市町) |
| イ 土壌  | 30 地点 (12 市)  |

(2) 測定結果の概要

ア 地下水

- ・地下水概況調査地点から12地点を抽出して調査した結果、全地点でダイオキシン類の環境基準(1 pg-TEQ/L 以下)を達成しました。

イ 土壌

- ・通常的生活環境における土壌中のダイオキシン類の濃度について、市が実施した測定結果のうち、県に報告があったものを取りまとめたものです。
- ・全地点でダイオキシン類の環境基準(1000 pg-TEQ/g 以下)を達成しました。

(3) 今後の対応

- ・今後も調査を継続し、地下水及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を監視します。

---

※調査内容及び測定結果の詳細については、こちらを御覧ください。

水質汚濁防止法に基づく公共用水域(河川及び湖沼)の水質測定結果

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0505/koukyouyousuiiki.html>

水質汚濁防止法に基づく地下水の水質測定結果

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0505/901-20091208-257.html>

ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類常時監視結果

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0505/901-20091217-7.html>

- 
- 注1 生物化学的酸素要求量 (Biochemical Oxygen Demand) の略です。微生物が水中の有機物を分解する際に消費する酸素量のこと、値が大きいほど水が汚れていることを示します。河川の汚濁の指標として使われます。
- 注2 河川の水質は、季節や河川流量によって変動するため、BODによる環境基準の達成率は公共用水域が通常の状態にあるときの測定値によって判断することとしています。BODについては測定された年度のデータのうち、75%値※のデータが基準値に適合することをもって評価することとしています。
- ※ 75%値とは、1年間に測定を行った a 個の日間平均値をその値の小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times a$  番目にくる値です。例えば毎月1日測定した場合、12個の日間平均値をその値の小さいものから順に並べたときの9番目の値が75%値となります。
- 注3 一般的に、BODが3mg/L以下であれば、アユが棲むことのできる水質と言われています。各測定地点のBOD年度平均値が3mg/L以下の地点の割合を「アユが棲める水質の河川の割合」としました。
- 注4 化学的酸素要求量 (Chemical Oxygen Demand) の略です。水中の有機物等を酸化する時に要する酸素量のこと、値が大きいほど水が汚れていることを示します。湖沼、海洋の汚濁の指標として使われます。
- 注5 湖沼におけるCODの環境基準については、測定された年度のデータのうち、75%値のデータが基準値に適合することをもって評価することとしています。
- 注6 pgはピコグラムと読み、1pgは1兆分の1gです。また、TEQは毒性等量 (Toxicity Equivalent) の略です。ダイオキシン類の毒性の比較評価を行う際に用いられ、実測濃度と異性体ごとの毒性強度を乗じて算出されます。

---

## お問い合わせ先

### 【公共用水域関係】

水環境課 水環境担当 相良・栗原

直通 048-830-3081 内線 3081

E-mail [a3070-01@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3070-01@pref.saitama.lg.jp)

### 【地下水・土壌関係】

水環境課 土壌・地盤環境担当 小西・加藤

直通 048-830-3084 内線 3073

E-mail [a3070-06@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3070-06@pref.saitama.lg.jp)